

令和6年9月吉日

お客様 各位

一般財団法人 淳風会
淳風会健康管理センター集団健診部
TEL：086-281-5050

労働安全衛生規則に関する新たなサービスのご案内

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素より弊会の健康管理事業にご理解とご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

さて、令和6年4月より新たに開始させて頂きました、健康管理サービスについてご紹介させていただきます。

かねてより、労働局ならびに労働基準監督署からお示しがございました、労働安全衛生規則（第66条4）に基づく健康診断実施後の措置の実施に関しまして、従業員数が50人未満で産業医選任義務の無い事業所においても、健康診断の結果に基づき有所見者に対する『医師の意見』を聞く事が法で定められており、改めて、労働局および労働基準監督署より実施依頼のご指示がございました。

国は、働く方々が就業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにする為には、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方々の健康管理を適切に講ずることが不可欠と考えられております。

その労働局のお示しに対して、お客様のご要望にお応えする為、弊会にて、労働安全衛生規則に準拠した、【事後措置（医師からの意見聴取）】を4月より開始させて頂きました。

つきましては、労働局からのお示し資料と合わせて、新サービスのパンフレットを掲示させて頂きます。申し込みに関する事につきましては下記までご連絡下さい。

【連絡先メールアドレス】 junpu-sanpo@junpukai.or.jp

今後とも、弊会の健康管理事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具